入　札　説　明　書

ベビーケアルーム設置事業に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び規則に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公　告　日　　令和８年１１月２日

２．担　当　課　　笠置町役場　保健福祉課

〒６１９－１３０３

京都府相楽郡笠置町大字笠置小字西通９０－１

電話　０７４３－９５－２３０３　ＦＡＸ　０７４３－９５－３０２１

E-mail　hokenfukushi@town.kasagi.lg.jp

３．入札に付する事項

（１）事　業　名　　ベビーケアルーム設置事業

（２）事 業 番 号　　８笠保福第１号

（３）履 行 場 所　　笠置町産業振興会館

（４）履 行 期 間　　契約締結日から令和９年１月２９日まで

（５）事 業 内 容　　別紙「仕様書」のとおり

４．入札に参加する者に必要な資格

入札に参加する者は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

（１）京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、木津川市、久世郡、綴喜郡、相楽郡に本社・本店・支社・支店・営業所を有する法人であること。

（ただし、当該支社・支店・営業所は、入札・契約の締結並びに代金の請求及び受領に関する一切の権限を委任されていること。）

（２）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

（３）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状況が著しく不健全である者でないこと。

（４）公告の日から入札執行日までのいずれの日においても、笠置町工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成２３年公布第２０号）による指名停止の措置を受けている者でないこと。

（５）笠置町暴力団排除条例（平成２３年笠置町条例第７号）第２条第１号に規定する暴力団及び

同条第３号から第４号までに規定する暴力団員等に該当する者ではないこと。

（６）過去５年以内に国及び地方公共団体が実施する当該業務と同様の施工実績があること。

５．入札参加資格の確認

入札に参加する者は、入札説明書において示す確認申請書（別紙様式１）及び添付書類（以下「申請書類等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し本町担当課から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。なお、申請書類等を提出していない者及び期限後に提出した者は、入札に参加できない。

（１）提出期限

令和８年１１月１２日（木）午後５時まで【必着】

（２）提出方法

郵送によること。ただし、（１）の期限までに必着させるとともに、配達記録が残る方法を利用するものに限る。

（３）提出先

笠置町役場　保健福祉課

（４）申請書類等の内容

ア　一般競争入札参加資格確認申請書（別紙様式１）

イ　類似業務の実績調書（別紙様式２）

ウ　誓約書（別紙様式３）

エ　履歴事項全部証明書　※発行日が３カ月以内のもの。写し可。

オ　委任状　※４.（１）のただし書に該当する場合。

（５）一般競争入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認通知は令和８年１１月２５日（水）午後５時までに電子メールにより通知する。確認通知を受領した者は、受領証を電子メールまたはＦＡＸにより返送すること。なお、期日が過ぎても通知がない場合は担当課へ連絡すること。

（６）入札参加資格の審査結果の説明

入札参加資格がないと認められた者は、任意の書面により町長に対し、その理由の詳細説明を求めることができる。ただし、書面は令和８年１１月３０日（月）午後５時までに持参したもののみ受け付ける。

（７）その他

ア　申請書類等の作成等に要する費用は申請者の負担とする。

イ　提出書類については１部提出すること。

ウ　提出された申請書類等は返却しない。

エ　提出された申請書類等は、入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

オ　提出された申請書類等の提出期限以降における差し替え、追加及び再提出は認めない。

カ　虚偽の記載をした者は当該入札への参加を認めないとともに、当町の指名停止措置を行うことがある。

６．仕様書等に関する質問及び回答

（１）提出書類

質疑応答書（別紙様式４）

（２）提出期限

令和８年１１月９日（月）午後５時まで

（３）提出先

笠置町役場　保健福祉課

（４）提出方法

電子メールまたはＦＡＸにより提出することとし、電話での受付はしない。なお、質疑応答書を提出した場合は受領確認のため担当課まで電話連絡すること。

（５）質問に対する回答

回答は、令和８年１１月１２日（木）までに、質問者あて電子メールまたはＦＡＸにより回答する。

７．入札の手続等

（１）入札書の提出期限・提出先

ア　提出期限　　令和８年１２月１日（火）午後５時（必着）

イ　提 出 先　　笠置町役場　保健福祉課

（２）入札の方法

ア　入札書の様式は、入札書（別紙様式５）による。

イ　入札書は、提出期限までに郵送により提出するものとし、簡易書留等の配達記録が残る方法に限る。(持参不可)

ウ　郵送用の封筒には、「ベビーケアルーム設置事業　入札書在中」と朱書きすること。

エ　「入札書」と記載した封筒に入札書を入れ、封筒等の処理をすること。(笠置町工事等競争入札心得を熟読すること。)

オ　エの封筒を、ウの郵送用の封筒に入れること。

カ　提出された入札書の書き換え、引き換え及び撤回はできないものとする。

キ　入札参加者の代理人が入札に参加する場合は、入札開始前に委任状（別紙様式６）を郵送により提出しなければならない。

（３）入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。また、金額の先頭には「￥」を記載すること。

なお、入札書に記載する金額は千円止めとし、その表示方法は「××，０００円」とする。ただし、間違って円まで記入した入札書は有効とするが、千円未満は切り捨てるものとする。

（４）積算内容の内訳書

ア　入札書の提出に併せ、積算の内容がわかる内訳書（別紙様式５－１）を提出すること。

イ　入札書に記載する金額は、内訳書の消費税相当額を除く合計金額に一致させること。

ウ　落札決定後は、提出された内訳書は返却しないものとする。

（５）入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア　４に掲げる必要な資格のない者が行った入札。

イ　入札参加資格の確認を受けていない者が行った入札。

ウ　申請書類等に虚偽の記載をした者が行った入札。

エ　入札書の提出期限に遅れて入札書を提出した者が行った入札。

オ　本説明書に示した入札に関する条件に違反した入札。

カ　開札の日時において有効な内訳書を提出しない者が行った入札。

キ　入札者が同一事項に対して２以上行った入札。

ク　入札書に入札金額又は入札者名の記名押印がない入札。

ケ　本町により入札参加資格がある旨確認された者であっても、確認後に指名停止措置を受けて開札時点において指名停止期間中である者等、開札時点において５に掲げる資格のない者が行った入札。

８．開札

開札の日時及び場所は次のとおりとする。

（１）開札日時　　令和８年１２月２日（水）午後１時３０分

（２）開札場所　　笠置町役場本庁舎　１階会議室

９．落札決定

（１）落札者の決定方法

町が定めた予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。開札の結

果、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、当該入札者に直ちにその旨を連絡し、日程調整のうえ、当該入札者がくじを引き、落札者を決定する。

（２）最低制限価格

設定しない。

（３）落札者への通知

入札の結果については、落札者にのみ通知する。

10. 入札保証金及び契約保証金

免除する。

11. 契約書の作成

落札者は、落札決定通知書で指定した日までに契約書を作成し提出すること。ただし、契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

12. その他

（１）入札参加者は、本説明書等を熟読し、遵守すること。

（２）入札に必要な書類及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とする。

（３）本説明書の入手した者は、これを本入札手続き以外の目的に使用してはならない。

（４）天災その他やむを得ない理由により、入札または開札を行うことができないときには、これを中止する。なお、この場合における損害は入札者の負担とする。